

東村山市の自治に顕著な功労のあった者の弔慰に関する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成25年6月3日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市の自治に顕著な功労のあった者の弔慰に関する条例

東村山市の自治に顕著な功労のあった者の弔慰に関する条例を別紙のとおり
制定することに議決を得たい。

説明 東村山市の自治に顕著な功労のあった方への弔慰について、必要な事項
を定めるため、本案を提出するものであります。

東村山市の自治に顕著な功勞のあつた者の弔慰に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、東村山市（以下「市」という。）の自治に顕著な功勞のあつた者が逝去されたときに市が行う弔慰に関し必要な事項を定め、もつて故人の市への貢獻に対する市の感謝及び追悼の意を遺族及び市民に表すことを目的とする。

(市葬の執行等)

第2条 次に掲げる者が死亡したときは、市葬（市が主催する葬儀をいう。）を執行し、又は規則で定めるところにより、弔慰金等を贈呈することができる。

- (1) 東村山市名誉市民条例（昭和55年東村山市条例第13号）の規定による東村山市名誉市民
- (2) 市職員で生命をとして職務を遂行したことにより死亡したと認められる者
- (3) 東村山市長（次号において「市長」という。）又は東村山市議会議長の職にあつた者（死亡したときに現にこれらの職にあつた者を含む。）で、その功績が特に顕著であると認められるもの
- (4) その他市の自治に貢獻した功績が特に顕著であると市長が認める者

2 東村山市表彰条例（昭和62年東村山市条例第19号）第5条第1項の特別自治功勞者である者に前項の規定を適用する場合には、同項の規定による市葬の執行又は弔慰金等の支給は、その者に係る同条例第5条第3項第2号に掲げる待遇とみなす。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東村山市の自治に顕著な功労のあった者の弔慰に関する
条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、東村山市の自治に顕著な功労のあった者の弔慰に関する条例（平成25年東村山市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（東村山市葬執行等委員会）

第2条 条例第2条第1項各号に掲げる者（以下「功労者」という。）に関する市葬の執行及び弔慰金等の贈呈（以下「市葬執行等」という。）を円滑に行うため、東村山市葬執行等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、市長、市議会議長、市議会副議長、副市長、教育長、部長の職にある者及び市長が指名する者をもって組織する。
- 3 委員長は、市長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員会の庶務は、秘書課において処理する。

（弔慰金等の贈呈）

第3条 条例第2条第1項に規定する弔慰金等の贈呈は、功労者の遺族から市葬の執行を辞退する旨の申出があった場合に、当該遺族に対し弔慰金又は弔花を贈ることにより行うことができる。

- 2 前項に規定する弔慰金の額は、10万円を上限とする。

（市葬執行等の決定）

第4条 功労者に関する市葬執行等の決定は、市長が委員会に諮り行う。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、功労者の弔慰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。